

秋田労働局職業安定部職業対策課発表

令和5年12月22日

報道関係者 各位

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課

課 長 丹 悟

地方障害者雇用担当官 竹花 一樹

電話番号 018-883-0010

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

秋田労働局（局長 山本博之）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務づけています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

現在、労働局、ハローワークでは、法定雇用率が未達成の企業等に対し、達成に向けた指導及び雇用支援を行っています。

【集計結果の主なポイント】 ※数値が確認できる昭和63年以降を基準に表現している。

【民間企業】 [法定雇用率2.3%]

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。法定雇用率達成企業割合は過去最高。

- ・雇用障害者数は2,825.0人、前年より3.5%（94.5人）増加
- ・実雇用率は2.40%、前年比0.11ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は64.2%、前年比2.2ポイント上昇

【公的機関】 [同2.6%、県の教育委員会2.5%] ※（ ）は前年の値

○秋田県の機関、県教育機関、市町村の機関は雇用障害者数は前年を上回る。

県教育委員会は雇用障害者数、実雇用率で前年を上回る。

- ・秋田県の機関：雇用障害者数146.0人（142.0人）、実雇用率3.16%（3.19%）
- ・県教育委員会：雇用障害者数194.0人（191.0人）、実雇用率2.65%（2.57%）
- ・市町村の機関：雇用障害者数398.0人（393.0人）、実雇用率2.68%（2.68%）

【独立行政法人等】 [同2.6%] ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数は前年を上回る。

- ・雇用障害者数90.5人（90.0人）、実雇用率2.64%（2.64%）

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

(1)雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 【総括表1.4 詳細表1(1)(2)(4)】

- ・ 民間企業(法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は2,825.0人で、前年より94.5人増加(前年比3.5%増加)となった。
- ・ 雇用障害者で、身体障害者は1,522.0人(対前年比17.0人、1.1%減少)、知的障害者は802.0人(同12.5人、1.6%増加)、精神障害者は501.0人(同99.0人、24.6%増加)となった。
- ・ 実雇用率は、2.40%、法定雇用率達成企業割合は64.2%(達成企業数は521社)となった。

(2)産業別の状況 【詳細表1(3)】

- ・ 雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業・物品賃貸業」、「学術研究、専門技術サービス業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業」において増加したが、他の業種では減少した。
- ・ 実雇用率は、「卸売業、小売業」(2.82%)、「製造業」(2.39%)、「医療、福祉」(2.43%)、「サービス業」(2.30%)が法定雇用率以上となっている。
- ・ 実雇用率が低いのは、「その他」(0.99%)、「不動産業・物品賃貸業」(1.29%)、「教育、学習支援業」(1.30%)、「情報通信業」(1.43%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(1.46%)である。

(3)企業規模別の状況 【詳細表1(5)】

- ・ 雇用されている障害者の数は、100人～300人未満規模企業は885.5人(前年は894.0人)で、前年より減少したが、43.5人～100人未満規模企業は673.0人(前年は614.5人)、300人～500人未満規模企業は317.0人(前年は311.5人)、500人～1,000人未満規模企業は257.0人(前年は234.5人)、1,000人以上規模企業は692.5人(前年は676.0人)と、前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5人～100人未満規模企業は2.03%(前年は1.90%)、100人～300人未満規模企業は2.26%(前年は2.21%)、300人～500人未満規模企業は2.39%(前年は2.30%)、500人～1,000人未満規模企業は2.71%(前年は2.61%)、1,000人以上規模企業は3.08%(前年は2.86%)と、全企業規模で前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、100人～300人未満規模企業において65.7%(前年は68.4%)と、前年を下回ったが、43.5人～100人未満規模企業で61.9%(前年は58.0%)、300人～500人未満規模企業で71.4%(前年は58.3%)、500人～1,000人未満規模企業で86.7%(前年は80.0%)、1,000人以上規模企業で100.0%(前年は87.5%)と前年を上回った。

(4)法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和5年の法定雇用率未達成企業は290社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業が、228社と78.6%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業が184社と未達成企業に占める割合は63.4%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率 2.6%) 【総括表2(1)、詳細表2(1)(2)】

- ・ 秋田県の機関に在職している障害者の数は146.0人(前年142.0人)、実雇用率は3.16%(前年3.19%)で在職する障害者の数は増加したものの、実雇用率は低下した。
秋田県の機関は3機関とも法定雇用率を達成した。

(2) 県の教育委員会(法定雇用率 2.5%) 【総括表2(2)、詳細表2(3)】

- ・ 秋田県の教育委員会に在職している障害者の数は194.0人(前年191.0人)、実雇用率は、2.65%(前年2.57%)でともに前年を上回った。
秋田県の教育委員会は法定雇用率を達成した。

(3) 市町村の機関(法定雇用率 2.6%) 【総括表2(3)、詳細表2(4)】

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は398.0人(前年393.0人)、実雇用率は、2.68%(前年2.68%)で在職している障害者数は増加したものの、実雇用率は前年と同率となった。
市町村の機関は46機関中44機関が法定雇用率を達成した。

3 独立行政法人等における雇用状況 【総括表3、詳細表2(5)】

- ・ 独立行政法人等(法定雇用率 2.6%)に雇用されている障害者の数は90.5人(前年90.0人)、実雇用率は、2.64%(前年2.64%)で在職する障害者の数は増加したものの、実雇用率は前年と同率となった。
独立行政法人等は7機関中6機関が法定雇用率を達成した。

総括表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
秋田県	117,636.5人 (119,170.0人)	2,825.0人 (2,730.5人)	2.40% (2.29%)	521 / 811 (502 / 810)	64.2% (62.0%)
全国	27,523,661.0人 (27,281,605.5人)	642,178.0人 (613,958.0人)	2.33% (2.25%)	54,239 / 108,202 (52,007 / 107,691)	50.1% (48.3%)

2 公的機関における在職状況

(1) 秋田県の機関(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
秋田県知事部局	4,126.5人 (3,955.5人)	128.5人 (126.5人)	3.11% (3.20%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
秋田県警察本部	379.5人 (377.5人)	13.5人 (11.5人)	3.56% (3.05%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
秋田県公営企業	120.0人 (122.0人)	4.0人 (4.0人)	3.33% (3.28%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
合計	4,626.0人 (4,455.5人)	146.0人 (142.0人)	3.16% (3.19%)	3 / 3 (3 / 3)	100.0% (100.0%)

(2) 秋田県の教育委員会(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
秋田県教育委員会	7,307.0人 (7,440.5人)	194.0人 (191.0人)	2.65% (2.57%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)

(3) 市町村の機関(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
市町村の機関(*1)	14,841.0人 (14,661.0人)	398.0人 (393.0人)	2.68% (2.68%)	44 / 46 (42 / 47)	95.7% (89.4%)

(*1) 市町村の機関は上記(2)の秋田県の教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.6%)

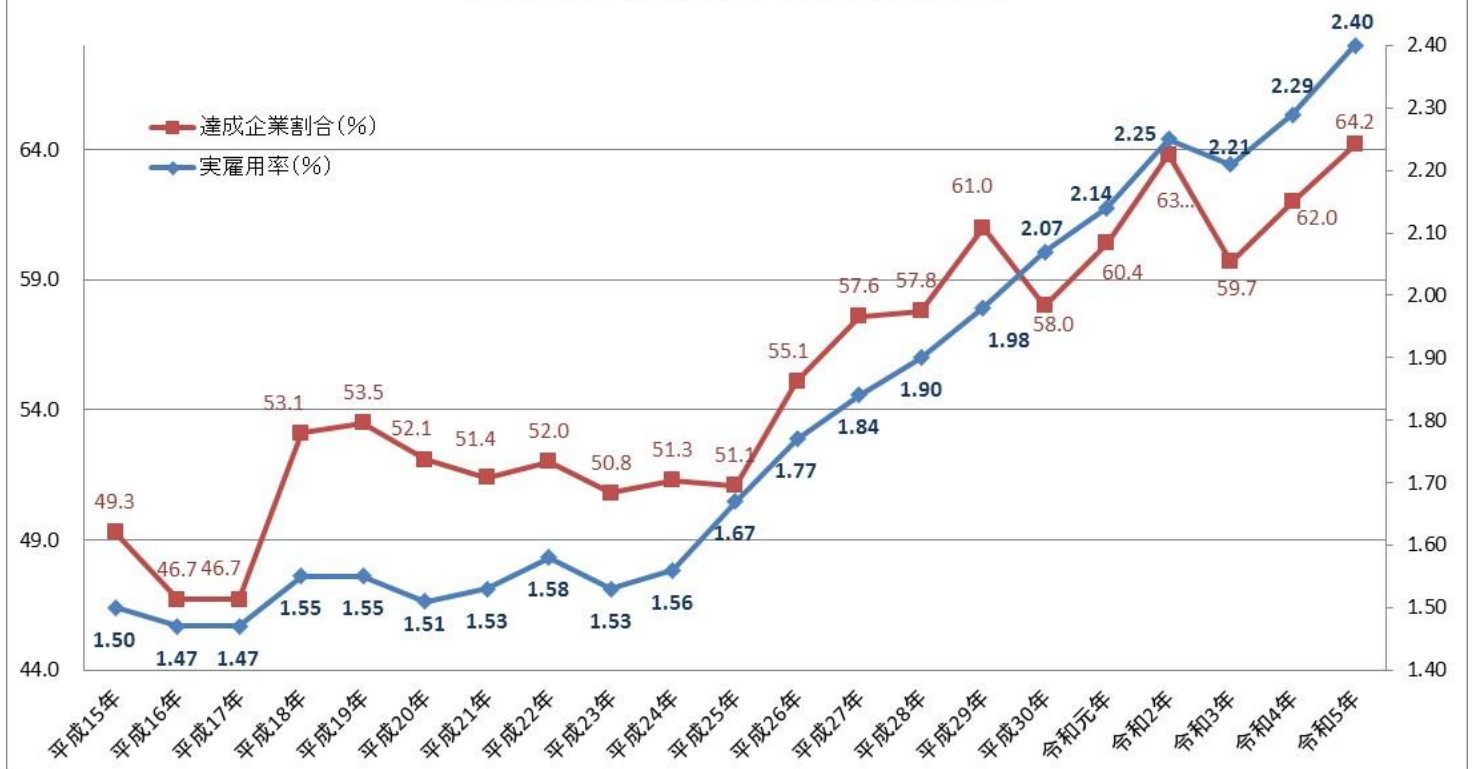
	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
地方独立行政法人等(*2)	1,733.0人 (1,747.5人)	44.5人 (44.0人)	2.57% (2.52%)	5 / 6 (4 / 6)	83.3% (66.7%)
独立行政法人等(*2)	1,698.0人 (1,667.0人)	46.0人 (46.0人)	2.71% (2.76%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
合計	3,431.0人 (3,414.5人)	90.5人 (90.0人)	2.64% (2.64%)	6 / 7 (5 / 7)	85.7% (71.4%)

(*2)「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者・短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者・短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者・短時間職員は当面の間1人としてカウントしている。
- 4 下段の()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

4 民間企業における障害者の雇用状況の推移

【雇用率・達成企業割合の推移】



〈法定雇用率〉

※法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降令和3年2月まで2.2%、令和3年3月以降2.3%となっている。

注1 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年4月から令和3年2月までは45.5人以上規模、令和3年3月以降は43.5人以上規模）についての集計である。

注2 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者（0.5人でカウント）

平成23年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者（0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者（0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（0.5人でカウント）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 3%
(43.5人以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%
(40人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

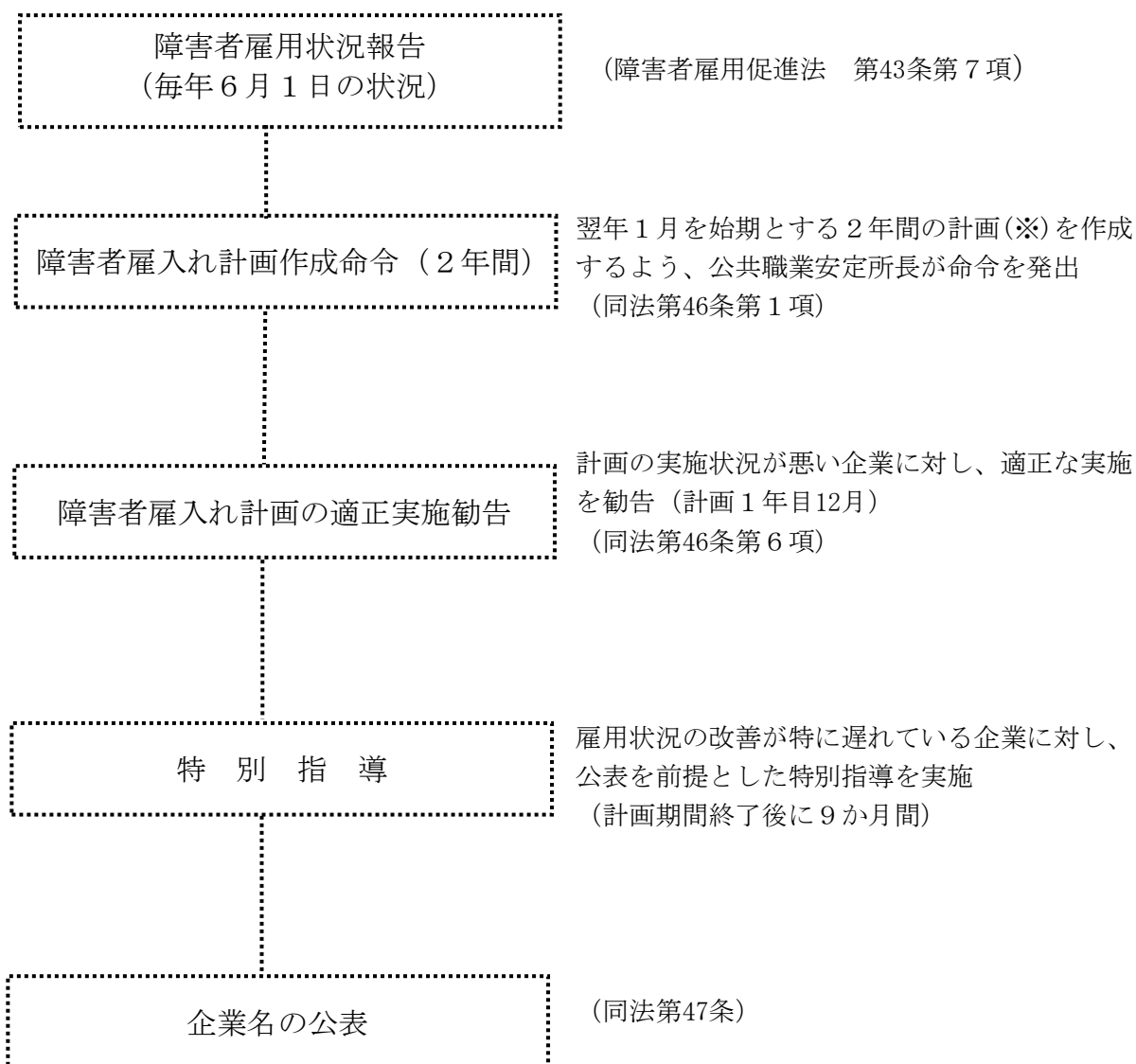
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



注：不足数の特に多い企業等については、当該企業の幹部に対し、労働局幹部による直接指導も実施している。

※「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ①「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」
→実雇用率が前年の全国平均値未満、かつ不足数が5人以上の場合
- ②「不足数が多い企業」
→実雇用率に関係なく、不足数が10人以上の場合
- ③「中小規模企業で1人も雇用していない企業」
→雇用義務3人又は4人の企業であって雇用障害者数0人（実雇用率0%）の場合

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.3%)

(1) 概況

区分	①	②	③障害者の数					④	⑤
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者並びに精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	雇用率 $E \div ② \times 100$	法定雇用率達成企業の割合
秋田県	811 社 (810)	117,636.5 人 (119,170.0)	415 人 (400)	102 人 (119)	1,693 人 (1,576)	400 人 (471)	2,825.0 人 (2,730.5)	2.40 % (2.29)	64.2 % (62.0)
全国	108,202 (107,691)	27,523,661.0 (27,281,606.5)	127,318 (125,433)	17,553 (17,969)	350,061 (317,201)	39,856 (55,844)	642,178.0 (613,958.0)	2.33 (2.25)	50.1 (48.3)

(1) 概況

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 障害種別雇用状況

①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	F. 計 今年度 $C + D$ 前年度 $C + (D - E) \times 0.5 + E$	
2,825.0 人 (2,730.5)	364 人 (350)	85 人 (95)	646 人 (679)	126 人 (130)	1,522.0 人 (1,539.0)	51 人 (50)	17 人 (24)	546 人 (531)	274 人 (269)	802.0 人 (789.5)	330 人 (274)	171 人 (164)	— 人 (92)	501.0 人 (402.0)

(2) 障害者別雇用状況

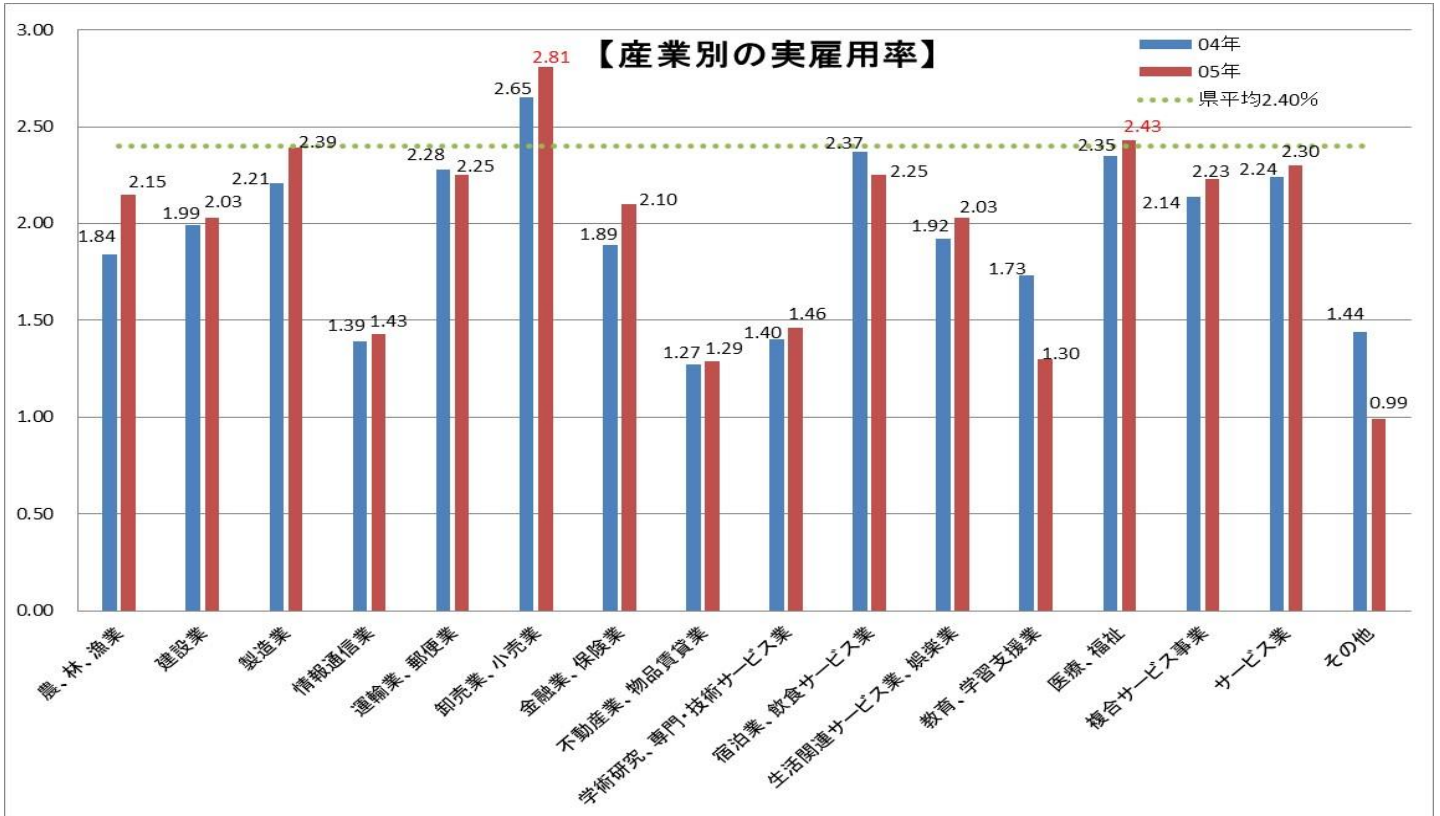
- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③E欄及び④F欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④E欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のAC欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のBD欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④E欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(3) 民間企業における産業別障害者の雇用状況

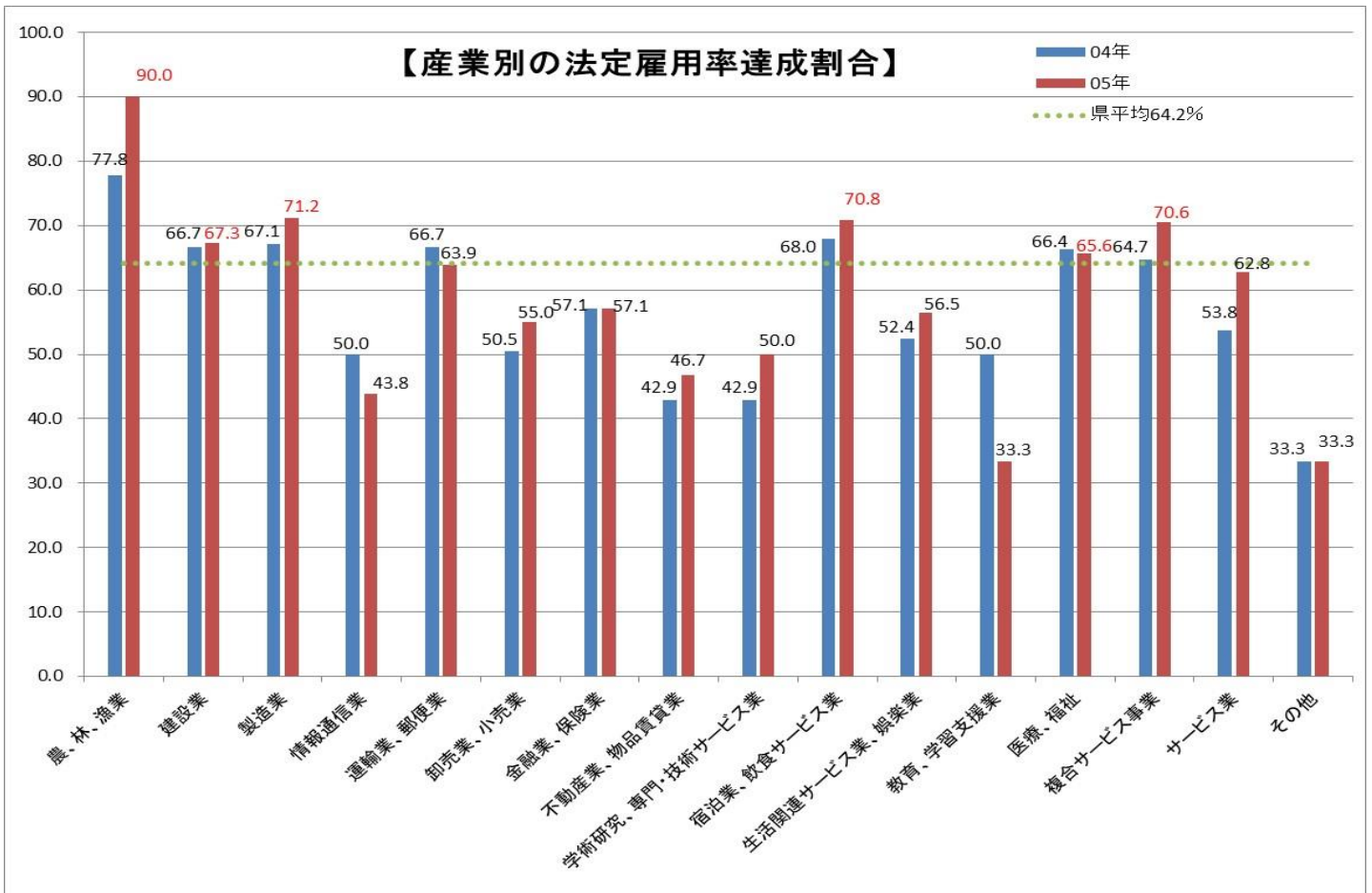
区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5		
農、林、漁業	10 社 (9)	698.0 人 (651.5)	2 人 (2)	0 人 (0)	11 人 (8)	0 人 (0)	15.0 人 (12.0)	2.15 % (1.84)	90.0 % (77.8)
建設業	55 (51)	3,751.0 (3,563.5)	16 (16)	1 (1)	43 (38)	0 (0)	76.0 (71.0)	2.03 (1.99)	67.3 (66.7)
製造業	208 (210)	29,037.0 (29,080.0)	121 (109)	8 (10)	429 (397)	31 (38)	694.5 (644.0)	2.39 (2.21)	71.2 (67.1)
食料品・たばこ	28	3,210.5	16	3	49	15	91.5	2.85	82.1
繊維・衣服	29	2,676.0	16	1	43	7	79.5	2.97	75.9
木材・家具	15	1,331.0	3	0	27	0	33.0	2.48	60.0
電気機械	20	3,148.5	9	1	37	1	56.5	1.79	40.0
その他の機械	44	5,288.5	17	1	73	2	109.0	2.06	75.0
その他	72	13,382.5	60	2	200	6	325.0	2.43	73.6
情報通信業	16 (16)	1,816.5 (1,792.5)	6 (6)	1 (1)	13 (12)	0 (0)	26.0 (25.0)	1.43 (1.39)	43.8 (50.0)
運輸業、郵便業	36 (33)	3,240.5 (3,129.5)	18 (20)	0 (1)	36 (28)	2 (5)	73.0 (71.5)	2.25 (2.28)	63.9 (66.7)
卸売業、小売業	100 (105)	25,176.0 (26,083.5)	75 (70)	40 (40)	404 (373)	231 (275)	709.5 (690.5)	2.82 (2.65)	55.0 (50.5)
金融業、保険業	7 (7)	3,293.5 (3,495.0)	15 (16)	2 (2)	37 (32)	0 (0)	69.0 (66.0)	2.10 (1.89)	57.1 (57.1)
不動産業・ 物品賃貸業	15 (14)	1,240.5 (1,181.0)	1 (1)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	16.0 (15.0)	1.29 (1.27)	46.7 (42.9)
学術研究、専門・ 技術サービス業	14 (14)	1,029.0 (998.5)	3 (2)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	15.0 (14.0)	1.46 (1.40)	50.0 (42.9)
宿泊業、 飲食サービス業	24 (25)	2,378.0 (2,450.0)	4 (5)	4 (3)	33 (39)	17 (12)	53.5 (58.0)	2.25 (2.37)	70.8 (68.0)
生活関連サービス 業、娯楽業	23 (21)	2,783.0 (2,715.0)	3 (2)	2 (5)	42 (33)	13 (20)	56.5 (52.0)	2.03 (1.92)	56.5 (52.4)
教育、学習支援業	9 (10)	728.0 (779.0)	0 (0)	1 (2)	8 (11)	1 (1)	9.5 (13.5)	1.30 (1.73)	33.3 (50.0)
医療、福祉	221 (223)	31,101.5 (31,692.0)	107 (108)	33 (44)	468 (435)	82 (100)	756.0 (745.0)	2.43 (2.35)	65.6 (66.4)
複合サービス業	17 (17)	4,267.5 (4,369.5)	21 (20)	4 (3)	47 (49)	4 (3)	95.0 (93.5)	2.23 (2.14)	70.6 (64.7)
サービス業	53 (52)	6,895.0 (6,981.0)	23 (23)	6 (7)	97 (95)	19 (17)	158.5 (156.5)	2.30 (2.24)	62.3 (53.8)
その他	3 (3)	201.5 (208.5)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	0.99 (1.44)	33.3 (33.3)
合 計	811 (810)	117,636.5 (119,170.0)	415 (400)	102 (119)	1,693 (1,576)	400 (471)	2,825.0 (2,730.5)	2.40 (2.29)	64.2 (62.0)

【(1)概況の注と同じ、下段の()内は令和4年6月1日現在の数値である。】

(3) - 1 産業別の実雇用率(グラフ)



(3) - 2 産業別の法定雇用率達成割合(グラフ)



(4) 民間企業における雇用状況の推移(各年6月1日現在)

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数 (人)	⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)
平成元年	475	79,775	960	1.20	233	49.1
平成2年	489	83,166	1,053	1.27	251	51.3
平成3年	514	85,714	1,189	1.39	272	52.9
平成4年	533	87,886	1,220	1.39	277	52.0
平成5年	542	88,223	1,233	1.40	271	50.0
平成6年	547	88,353	1,251	1.42	271	49.5
平成7年	554	88,978	1,287	1.45	289	52.2
平成8年	548	88,676	1,257	1.42	283	51.0
平成9年	543	88,949	1,311	1.47	295	54.3
平成10年	525	90,160	1,335	1.48	297	56.6
平成11年	593	94,665	1,397	1.48	301	50.8
平成12年	590	93,302	1,426	1.53	310	52.5
平成13年	576	91,775	1,416	1.54	286	49.7
平成14年	543	83,855	1,264	1.51	263	48.4
平成15年	550	83,507	1,255	1.50	271	49.3
平成16年	559	86,877	1,281	1.47	261	46.7
平成17年	550	86,738	1,273	1.47	257	46.7
平成18年	573	90,916	1,401	1.55	304	53.1
平成19年	574	91,916	1,422.0	1.55	307	53.5
平成20年	582	92,157	1,391.0	1.51	303	52.1
平成21年	564	88,342	1,354.5	1.53	290	51.4
平成22年	531	86,899	1,375.5	1.58	276	52.0
平成23年	569	97,607.0	1,495.0	1.53	289	50.8
平成24年	581	99,314.0	1,554.0	1.56	298	51.3
平成25年	664	102,810.0	1,714.0	1.67	339	51.1
平成26年	680	105,782.0	1,868.5	1.77	375	55.1
平成27年	682	107,025.5	1,971.5	1.84	393	57.6
平成28年	692	108,538.5	2,065.5	1.90	400	57.8
平成29年	680	106,660.0	2,109.5	1.98	415	61.0
平成30年	773	112,620.5	2,334.5	2.07	448	58.0
令和元年	766	112,810.5	2,409.5	2.14	463	60.4
令和2年	769	116,502.5	2,622.0	2.25	491	63.8
令和3年	827	119,102.5	2,630.5	2.21	494	59.7
令和4年	810	119,170.0	2,730.5	2.29	502	62.0
令和5年	811	117,636.5	2,825.0	2.40	521	64.2

(5) 民間企業における規模別障害者の雇用

企業規模	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
43.5～ 100人未満	512 社 (498)	33,211.0 人 (32,419.0)	101 人 (100)	30 人 (30)	407 人 (349)	68 人 (71)	673.0 人 (614.5)	2.03 % (1.90)	61.9 % (58.0)
100～ 300人未満	242 (253)	39,208.0 (40,543.0)	152 (147)	20 (30)	532 (533)	59 (74)	885.5 (894.0)	2.26 (2.21)	65.7 (68.4)
300～ 500人未満	35 (36)	13,236.5 (13,566.0)	49 (43)	7 (12)	185 (179)	54 (69)	317.0 (311.5)	2.39 (2.30)	71.4 (58.3)
500～ 1,000人未満	15 (15)	9,468.0 (8,997.0)	38 (33)	9 (11)	158 (136)	28 (43)	257.0 (234.5)	2.71 (2.61)	86.7 (80.0)
1,000人以上	7 (8)	22,513.0 (23,645.0)	75 (77)	36 (36)	411 (379)	191 (214)	692.5 (676.0)	3.08 (2.86)	100.0 (87.5)
合 計	811 (810)	117,636.5 (119,170.0)	415 (400)	102 (119)	1,693 (1,576)	400 (471)	2,825.0 (2,730.5)	2.40 (2.29)	64.2 (62.0)

【(1)概況の注と同じ 下段の()内は令和4年6月1日現在の数値である。】

(6) 障害者雇用状況報告に基づく秋田県内雇用率上位事業所(令和5年6月1日現在)

事業所名	所在地	業種	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数(人)	雇用率(%)
株式会社 秋田アルス	八峰町	ゴム製品製造業	67.0	28.36
秋田活版印刷 株式会社	秋田市	印刷業	51.5	11.65
キングタクシー 株式会社	秋田市	道路旅客運送業	51.5	11.65
社会福祉法人 友遊会	秋田市	社会保険・社会福祉・介護事業	189.0	9.26
あさひ自動車株式会社	秋田市	道路旅客運送業	44.0	9.09
有限会社 佐々木化工所	仙北市	繊維工業	55.0	9.09
株式会社 ウッドミル伊藤工業	秋田市	木材・木製品製造業	49.5	8.08
株式会社 あきた芸術村	仙北市	娯楽業	76.0	7.24
有限会社 ふぁみりい	大仙市	社会保険・社会福祉・介護事業	49.5	7.07
株式会社 協同企画	湯沢市	宿泊業	50.0	7.00

2 公的機関における在職状況

(1) 秋田県の機関の状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
秋田県知事部局	4,126.5	128.5	3.11	0.0	①特例認定

(2) その他の秋田県の機関の状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
秋田県警察本部	379.5	13.5	3.56	0.0	
秋田県公営企業	120.0	4.0	3.33	0.0	

(3) 秋田県教育委員会の状況(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
秋田県教育委員会	7,307.0	194.0	2.65	0.0	

(4) 市町村の状況(法定雇用率 2.6%)

(※)市町村の機関は注記5の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
秋田市	2,896.0	79.5	2.75	0.0	②特例認定
能代市	621.5	17.0	2.74	0.0	
横手市	1,284.5	28.0	2.18	5.0	R5.10.1 不足数0.0人
大館市	1,397.0	36.0	2.58	0.0	④特例認定
男鹿市	291.5	10.0	3.43	0.0	
湯沢市	621.5	18.0	2.90	0.0	⑧特例認定
鹿角市	276.0	7.0	2.54	0.0	
由利本荘市	1,036.5	26.5	2.56	0.0	⑩特例認定
潟上市	267.0	7.0	2.62	0.0	③特例認定
大仙市	1,022.5	29.0	2.84	0.0	⑤特例認定
北秋田市	379.5	10.0	2.64	0.0	
にかほ市	382.0	11.5	3.01	0.0	⑨特例認定
仙北市	565.0	15.0	2.65	0.0	⑦特例認定
小坂町	82.0	3.5	4.27	0.0	
上小阿仁村	53.5	1.0	1.87	0.0	
藤里町	70.0	3.5	5.00	0.0	
三種町	230.0	7.0	3.04	0.0	
八峰町	114.0	3.0	2.63	0.0	
五城目町	115.0	3.0	2.61	0.0	
八郎潟町	70.0	1.0	1.43	0.0	
井川町	94.5	3.0	3.17	0.0	
大潟村	82.0	3.0	3.66	0.0	
美郷町	328.5	10.0	3.04	0.0	⑥特例認定
羽後町	171.5	4.5	2.62	0.0	
東成瀬村	74.5	3.0	4.03	0.0	
能代市教育委員会	142.0	5.0	3.52	0.0	
横手市教育委員会	211.0	5.0	2.37	0.0	
男鹿市教育委員会	93.0	2.0	2.15	0.0	
鹿角市教育委員会	80.0	2.0	2.50	0.0	
北秋田市教育委員会	121.0	3.0	2.48	0.0	
三種町教育委員会	88.0	3.0	3.41	0.0	
八峰町教育委員会	82.5	2.0	2.42	0.0	
五城目町教育委員会	54.0	1.5	2.78	0.0	
大潟村教育委員会	65.0	1.0	1.54	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
羽後町教育委員会	60.0	2.0	3.33	0.0	
市立扇田病院	65.0	1.5	2.31	0.0	
男鹿みなと市民病院	110.5	2.0	1.81	0.0	
市立角館総合病院	190.5	4.0	2.10	0.0	
市立田沢湖病院	53.0	2.0	3.77	0.0	
市立横手病院	308.5	8.0	2.59	0.0	
市立大森病院	150.5	3.0	1.99	0.0	
町立羽後病院	104.0	2.5	2.40	0.0	
本荘由利広域市町村圏組合	58.5	1.0	1.71	0.0	
能代山本広域市町村圏組合	97.5	1.5	1.54	0.5	R5.11.6 不足数0.0人
大曲仙北広域市町村圏組合	58.0	3.0	5.17	0.0	
大仙美郷介護福祉組合	122.5	3.0	2.45	0.0	

(5) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
公立大学法人 秋田県立大学	307.5	11.0	3.58	0.0	
公立大学法人 国際教養大学	111.5	2.0	1.79	0.0	
公立大学法人 秋田公立美術大学	73.0	2.0	2.74	0.0	
地方独立行政法人 秋田県立病院機構	550.0	11.0	2.00	3.0	
地方独立行政法人 秋田県立療育機構	119.5	3.0	2.51	0.0	
地方独立行政法人 市立秋田総合病院	571.5	15.5	2.71	0.0	

【参考】独立行政法人の状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
国立大学法人 秋田大学	1,698.0	46.0	2.71	0.0	

- 各表(「地方独立行政法人等」の表を除く。)における①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じた得た数)を除いた労働者数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、当面の間精神障害者である短時間勤務職員については1カウントとなっている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 「備考欄」欄の「特例認定」とは、市町村部局とその他機関の申請に基づき、秋田労働局長に認定を受けた場合に、当該市町村のその他機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。
①秋田県は、秋田県議会事務局・秋田県監査委員事務局・秋田県人事委員会事務局との特例認定を受けている。
②秋田市は、秋田市教育委員会・秋田市上下水道局との特例認定を受けている。
③潟上市は、潟上市教育委員会との特例認定を受けている。
④大館市は、大館市教育委員会・大館市立総合病院との特例認定を受けている。
⑤大仙市は、大仙市教育委員会・市立大曲病院との特例認定を受けている。
⑥美郷町は、美郷町教育委員会との特例認定を受けている。
⑦仙北市は、仙北市教育委員会との特例認定を受けている。
⑧湯沢市は、湯沢市教育委員会との特例認定を受けている。
⑨にかほ市は、にかほ市教育委員会との特例認定を受けている。
⑩由利本荘市は、由利本荘市教育委員会・由利本荘市企業局との特例認定を受けている。